岩美町下水道事業経営戦略(公共下水道事業特別会計)

岩美町 寸 体 名 事 名 公共下水道事業 業 改 : 令和 訂 日 年 月 計 期 間 画 : 平成 28 年度 令和 7 年度

<u>1. 事業概要</u>

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度(供用開始後年数)	平成7年度 (供用開始後21年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適	
処理区域内人口密度	23.4人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無	
処 理 区 数	2処理区 (大谷処理区(H7年度供用開始)・浦富処理区(H15年度供用開始))			
処 理 場 数	2処理場(大谷浄化センター・浦富浄化センター)			
「共同化」鳥取市と共同で汚泥焼却施設(鳥取市・秋里下水終末処理場内)を整備しました。 「最適化」次の集落排水処理施設を公共下水道に接続しました。 実施状況*1 浦富処理区:田後地区漁業集落排水(H15年度) 大谷処理区:本庄・太田地区農業集落排水(H18年度)、網代地区漁業集落排水(H23年度)				

^{*1 「}広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金 1,000円/月 従量料金 1~20㎡:164円/㎡ 21~50㎡:183円/㎡ 51~100㎡:196円/㎡ 従量料金 101㎡~(特定排水):135円/㎡ 上記を合算した額に消費税及び地方消費税相当額を加算します。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用使用料体系の設定なし						
その他の使用料体系の概要・考え方	塩分を排除した場合は、排除汚水中の塩分濃度から計算した塩分量 1トンにつき 1,400円を加算します。						
条例上の使用料*2	平成25年度 4,494 円 実質的な使用料*3 平成25年度 4,191 円]					
(20㎡あたり)	平成26年度 4,622 円 (20㎡あたり) 平成26年度 4,371 円]					
※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成27年度 4,622 円 ※過去3年度分を記載 平成27年度 4,396 円]					

^{*2} 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

^{*3} 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職員数	1名 (維持管理事務担当職員。他業務との兼務職員は除く。)				
	平成16年度に水道部門と下水道部門(集落排水、浄化槽を含む。)を統合しました。				
事業運営組織	(現在の組織図) 環境水道課 上下水道係 (施設の整備、維持管理等)				
	計画調整係 (料金関係、会計処理等)				

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	各処理場の運転管理業務(薬品購入、水質検査を含む)、施設の軽度な修繕業務、電気保安業務、消防設備保守点検業務、汚泥運搬業務、マンホールポンプの維持管理を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
次产江田の出口	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
資産活用の状況 -	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

- *4「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析:別紙①のとおり

令和2年度に作成・公表しました、令和元年度決算「経営比較分析表」を添付しております。 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み 合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

2. 経営の基本方針

○快適な暮らしと水環境の保全の推進

公共下水道事業において、予定区域の整備は概ね完了しており、新たな区域のための整備予定はありません。引き続き、接続促進により、町民の快適な暮らしと水環境の保全を推進します。

○ 持続的・安定的な汚水処理

大谷処理区の供用開始から20年以上経過し、機械・電気設備の一部で更新が必要になっています。計画的な点検・調査により事故を未然に防ぐとともに、修繕や改築更新にかかる費用の縮減を図り、効率的な施設管理を推進し、令和2年度に策定した公共下水道事業ストックマネジメント計画により各処理場、マンホールポンプ等の施設、設備更新を計画的に行い、持続的・安定的な汚水処理を目指します。

○経営基盤の強化

| 経営基盤の強化に向け、使用料収入の確保、業務の効率化、維持管理コストの削減等の経営改善を進め、経費回収率の維持・向上を図ります。また、公営企業会計の適用や汚水処理施設の統廃合等の検討を進めます。

また、令和6年度から集落排水処理事業と一本で下水道事業としての公営企業会計の適用を予定しています。

3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1)投資・財政計画(収支計画):別紙②のとおり
- (2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

予定区域の整備率は概ね完了しており、今後区域拡大のための投資を行う予定はありません。

ただし、隣接地において宅地、事業所用地等の新たな造成がある場合には、都度、公共下水道への接続を検討します。その際、公共下水道に接続する場合と浄化槽で汚水処理する場合との経済比較により、管渠整備の可否を判断します。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

改築・更新事業については、平成29年度から令和2年度までの4年間で長寿命化計画に基づいた機械・電気設備の更新費しています。令和3年度以降については、公共下水道事業ストックマネジメント計画により各処理場、マンホールポンプ等の施設設備更新に基づき経費を計上しています。

○最適化に関する事項

施設の処理能力に余裕があることから、より効率的に汚水処理を行えるよう、施設の統廃合・最適化について検討を進めます。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

一般会計からの基準外繰入(政策的経費は除く。)は行わず、令和6年度からの企業会計化に伴い、事業運営していくため一定の金額が必要となることから基金残高を2億円以上にすることを目標とします。

○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

本計画では、人口と有収水量の推計を基に見込んでいます。区域整備が概成しており水洗化率が比較的高く水洗化人口の大幅な伸びは見込めないこと、また、節水機器の普及や人口減少に伴い有収水量が減少傾向にあることにより、使用料収入は減少していく見込みです。

○企業債に関する事項

改築・更新事業の町負担部分に対しては起債を充当することとし、その2分の1は過疎対策事業債を活用します。

企業会計化に伴い、事業運営していくための資金が必要となることから令和2年度より資本費平準化債を活用し基金残高の増加を予定しています。

○繰入金に関する事項

収支が不足する年度には、営業外収益(イ その他)のうち基金繰入金により補填することとし、高齢者等減免制度等に係る政策的経費に対する繰入れを除き、一般会計からの基準外繰入金は見込んでいません。令和2年度より資本費平準化債の借入に伴い営業外収益(一般会計繰入金)が減少となります。企業会計化前年の令和5年度末には基金残高が2億円を超える予定です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

これ以上の職員削減は困難な状況から、現在の職員数は変えずに、実績と現在の配置職員に基づき見込んで計上しています。

○修繕費に関する事項

大谷浄化センターの処理設備及びすべてのマンホールポンプについては、長寿命化計画に基づく改築・更新を行うこととしており、長寿命化計画期間内においては大きな修繕費は計上していません。ただし、大谷浄化センターの長寿命化計画期間以後(令和3年度~)及び浦富浄化センターについては、機器ごとに必要な部品交換等を見込んでおり、本計画期間内で平準化して計上しています。

○薬品費・動力費に関する事項

直近の実績及び有収水量の推計に応じて減少傾向で計上しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	施設の処理能力に余裕があることから、より効率的に汚水処理を行えるよう、集落排水処理施設の公共下水道への接続など、施設の統廃合・最適化について検討を進めます。
投資の平準化に関する事項	今後策定予定の「下水道ストックマネジメント計画(仮称)」において、改築・更新の費用 を平準化するとともに国庫補助制度を活用します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	比較的高い経費回収率を維持しており、計画期間内においては、現行の使用料水準 を維持できる見込みです(消費税増税への対応は除きます。)。			
資産活用による収入増加 の取組について	小規模であるため活用可能な資産や活用方法が非常に限られます。費用対効果の見込まれる活用方法について、引き続き、情報収集に努めます。			
その他の取組	建設改良に当たっては、国の補助事業活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討します。			

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制 度、PPP/PFIなど)	処理場やマンホールポンプ等の施設の運転管理について、現行の委託範囲に、段階 的な広範化を検討します。
職員給与費に関する事項	集落排水処理事業や上水道事業など、同部署で行う他の業務も含めた事業規模や業 務内容を把握・調整し、業務量と職員数との整合を図っていきます。
動力費に関する事項	電力小売自由化に伴い、電力の調達先を検討する必要があります。
薬品費に関する事項	調達にかかる業務効率化のため、処理施設の運転管理業務と合わせて委託することを検討します。
修繕費に関する事項	計画的な部品交換等により、事故や突発的な修繕の未然防止に努めます。
委託費に関する事項	処理場やマンホールポンプ等の施設の維持管理・運転管理について、委託業務の広 範化を段階的に検討します。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上等の取組について、従来の手法に捉われることなく、より効果的な取組を検討します。また、経営の効率化の観点から、公営企業会計の適用にかかる検討を進めることとしています。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経	営	戦	略	の	事	後	検	証	,
更	新	等	に	関] 9	t 7	5 ·	事	項

毎年度、前年度決算数値と比較しながら収支計画の進捗管理を行います。 また、概ね5年ごとに見直しをかけるとともに、計画の前提条件に変化が生じた場合には随時見直すこととします。